

○長崎県市町村職員共済組合監事の報酬支給規程

〔 昭和 3 9 年 3 月 9 日
規 程 第 1 5 号 〕

改正

昭和39年 3月 9日規程第 15号 昭和45年 2月25日規程第 44号
昭和45年 3月10日規程第 45号 昭和46年 4月15日規程第 52号
昭和48年 4月15日規程第 62号 昭和50年 3月14日規程第 75号
昭和52年 3月29日規程第 82号 昭和56年 3月 9日規程第 95号
平成 3年 3月 5日規程第125号 平成15年 3月 6日規程第192号
平成30年12月 3日規程第271号

(目的)

第1条 この規程は、長崎県市町村職員共済組合定款第29条第2項の規定に基づき学識経験を有する監事の報酬について必要な事項を定めることを目的とする。

(学識経験を有する監事の報酬)

第2条 学識経験を有する監事の報酬は、年額報酬とする。

2 前項の報酬額は年額12万円とする。ただし、年の途中で内払いすることができる。

3 年の中途において就職又は退職したときは、その日から、又はその月までとし支給額は月額計算とする。

附 則 (昭和39年3月9日規程第15号)

この規程は、公告の日から施行し、昭和37年12月1日から適用する。

附 則 (昭和45年2月25日規程第44号)

この規程は、公告の日から施行し、昭和42年4月1日から適用する。

附 則 (昭和45年3月10日規程第45号)

この規程は、昭和45年4月1日から適用する。

附 則 (昭和46年4月15日規程第52号)

この規程は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則 (昭和48年4月15日規程第62号)

この規程は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則 (昭和50年3月14日規程第75号)

この規程は、公告の日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

附 則 (昭和52年3月29日規程第82号)

この規程は、公告の日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。

附 則 (昭和56年3月9日規程第95号)

この規程は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則 (平成3年3月5日規程第125号)

この規程は、平成3年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年3月6日規程第192号)

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年12月3日規程第271号)

この規程は、公告の日から施行する。